

日韓合議議案の問題点

目次

(一) 基本關係確立問題

(二) 財産請求權問題

(三) 漁業問題

(四) 在日朝鮮人の国籍処遇問題

(五) 船舶問題

★ 附一、久保田発言について

✱ 附二、竹島問題

附三、韓國代表部の地位

昭和五年五月  
沢田大使説明資料

極秘

秘密指定解除

外交記録・情報公開室

(4) 基本関係樹立問題

(2) わが方は当初この問題に最も重点を置き、他の懸案の妥結が延引する場合には、この条約のみは早期に成立せしめて韓国との正式国交を結ぶたいとの見地から、両国間の外交関係樹立のほかに

(3) 両国は国連憲章の目的と原則に従い、かつ善隣関係によさわしい方法により友好的に協力すること

(4) 請求権、漁業、その他の問題についてはその指導理念のみを盛込台と

この方針にて簡潔な条約案を提示した。

わが方がこの問題の考え方として、朝鮮の独立という新しい事態に即する将来の問題をとりあげて行こうとしたのに対し、

韓国側は過去の日韓関係を清算する意味からこの条約に平和条約的性格を持たすべしであると主張し、

(イ) 韓国は日本を独立の主権国として承認すること

(ロ) 日本国と旧大韓帝國との關係締結されたすべての条約又は協定は無効であること

(ハ) 日本案の「国連憲章の目的および原則に従い、かつ兩國間の善隣關係によさむしい方法によつて」の辭句は不必要なること

(ニ) 請求權、通商、その他の懸案については、それぞれの問題担当の分科会の結論をまつて、この条約中に挿入すべきことを内容とする対案を提出した。

かくして折衝の結果、韓国側は前記(イ)の「日本の独立を承認



(2) その後の会談でこの問題の論議はさして頻繁には行われなかつたが、双方とも簡単な取極をもつて速かに正式の外交關係を開くことにおよそ意見の一致を見た。ただ、わが方がこの条約をもつて外交關係を設定するに必要な事項のみを規定するにとどめんとしたのに対し、先方は、柔港平和条約第十二條をそのまま採し直したよりの通商航海に關する條項をもこれに挿入する要ありとの見解をもちしていた。

傳さるに昭和二十八年秋の会談の際韓國側はこの問題の分科委員会で犯罪人引渡し問題をとりあげ（本会談、國籍越邊分科委員会で犯罪人引渡し協定締結の要を強調した）、韓國内で犯罪を犯し日本に逃亡している者と國外犯たる在日韓人の二つを対象として國際法の原則に則つた双務的引渡協定を締

結したに旨強く要望し、終戦前からの日本居住者という一定  
のカテゴリーを対象とする在日韓人の国籍処遇に関する分科  
会より、この分科会でとりあがる方が適当であると主張し、  
わが方の積極的見解にもかかわらず、両国の友好関係促進に  
資するから是非ともまとめたいてその締結の必要性を力説  
したことが注目された。

(4) 日韓会談決裂後との問題については別段の動きがなかつたが三十年初頭の谷・金会談の開始に臨み、わが方は久保田英吉、財産請求権、漁業、在日韓人の国籍処遇、船舶返還等の諸問題の原則的妥結とともに基本条約の起草に入り、経済及び文化の交流並びに特に兩國の共存共栄に留意することとし、谷大使は一月二十九日の第一回会談において「日韓併合条約を無きものと考えるに異存なき旨を述べ、さらに諸懸案の解決方針を説明した後、これら諸問題の解決をまつて修好条約を締結し、経済、文化、航空、船舶等の規定をこれに入れることとしたく、これが共存共栄の唯一の方法であり、わが方として兄弟の独立完成に協力したい旨を述べた。金公使はこれに賛意を表し、具体的に話して見たいと応じたので、谷大使は

二月四日の第三回会談において、日米韓共同宣言案とともに日韓修交友好条約要旨をも議事開かせた。右条約要旨は、前前文に続き、恒久の平和及び友好を願ひ（第一条）、外交関係館、領事官の派遣を規定した（第二条）ほか、国籍、処遇（第三条）、財産、請求権の処理（第四条）、通商、航海（第五条）、漁業（第六条）については、いずれも当該協定を締結するためすみやかに交渉を開始するといふことを内容とした簡単なものであつた。金公使はこれに対し、諸懸案の解決ができる前に原則をきめる趣旨なりやとただし、諸懸案解決の骨子をもこの条約と同時にきめておくより希望していたがその後会談の重点は日米韓共同宣言案の方に移され、修交友好条約については具体的に討議されないうまに終つた。



(5)その後韓国側要人が日韓合議再開の前提条件を掲げる場合に時折この日韓併合条約を含む大韓帝國との旧条約の無効承認要求を提出すともあつたが、三十年十二月賀川金瑛氏が李大統領に宛てた一文を新聞に發表したのに対し、李大統領の寄せた長文の返書もこの点にふれている。右書簡は韓国側従来の主張を全面的にくりかえしたものであつたが、李大統領はその中で、韓国側の日本に対する最小限の要求として、朝鮮の<sup>右</sup>書籍、美術品、正貨準備金の返還と李承晩ラインの承認のほか、いわゆる日韓併合条約の放棄に言及しており、この点に関する態度に依然変りないことを示していた。

極秘

(二) 財産請求権問題

朝鮮の独立に伴い、日韓両国がそれぞれ相手国に有する財産及び相手国に対する請求項目をいかに処理するかは、平和条約第四條(2)項により、日韓両国政府の特別取極の主題とされることになつたが、その特別取極の内容については何等具体的に規定されておらず、韓国の場合同條(2)項の留保規定があるため、両国の主張は同項の法律的解釈をめぐり根本的に対立し、従来の日韓会談不調の原因はすべて本問題に端を発している。現在韓国は、日本が対韓請求権を争前に放棄することとが日韓会談再開の前提条件であるとの強硬態度をとつてゐる。

# 秘密指定解除

外交記録・情報公開室

秘  
密

三 日韓双方の主張は、平和条約四条(1)項の効力、具体的には在韓米軍政府が一九四五年十二月六日付で発出し、在韓日本財産が米軍に帰属し所有されたとする趣旨の軍令第三十三号の法律解釈をめぐつて全く対立した。

(1) 韓国は、昭和二十七年の第一回会談の際、日本の韓国併合は不法行為であり、従つて日本統治期間中に築かれた在韓日本財産はすべて非合法的に獲得されたものであり、全般的に没収されるものであるとの根拠に立ち、在韓日本財産は先ずこの軍令第三十三号によつて米軍に没収され、次いで一九四八年の米韓協定により韓国に移譲されたものであり、日本は対日平和条約第四条(1)項によつて右日本財産没収の効力を承認しているのであるから、在韓財産に対するその請求権は全く存在せず、従つて第四条(2)項にいう特別取極の主題となるのは、韓国側の一方的対日請求権のみであると主張した。

# 秘密指定解除

外交記録・情報公開室

韓国側は右法律論に基づき八項目の対日要求を提示したが同項目の中には、在日韓国文化財（古書籍、美術品、骨董等）韓国地函原腹及び地金銀の返還が含まれていたほか、軍令第三十三号が在韓日本財産の所有権のみならず、その支配権をも包括的に韓国の有に帰せしめたとの理由により、朝鮮銀行（注）等韓国に本社を置いていた法人の在日財産のいわゆる返還をも含んでいた。

（注） 韓国は朝鮮銀行の在日資産に対してはとくに関心を示しており、本年一月同資産の一部才入繰入れの新聞報道につき直ちにわか方に申し入れてきたが、大蔵省は現在同銀行が発券銀行であつたのに鑑み資産約六七億中より約四七億円を国庫に納付せしめる閉鎖機関令の一部改正法案を国会に提出中である。

(四)これに対し、日本側は第四条(四)項の「承認」は国際法上通法と認められる処分のみを承認しているのであつて、占領軍としての米軍は単に敵産管理者の立場にあつたに過ぎず、私有財産までを直接且つ包括的に没収するを待たないはずであるから、日本が軍令三十三号を認めているのは米軍の敵産管理処分の行為を認めているにとどまり、これ等財産が売買移転せられた場合にも、その財産の対価あるいは果実に対しては、原所有者たる日本人は依然として請求権を有するのであり、従つてわが方の在韓財産に対する請求権もまた日韓特別取極の主題となり得ると主張した。

(五)平和条約草案にはなかつた四条(四)項が挿入され、これを在韓日本財産の没収規定と解して日本側の対韓請求権の主張を封殺し得たと信じていた韓国は、わが方から前記の如き法律の見解が提示されたため衝撃を受け、わが方がそれを撤回しな

い限り討議の続行は不可能なりとする強硬態度に出で、具体的細目の討議に入ることを拒否して会談全般を中断のやむなきにいたらしめた。

次で昭和二十八年の四月より七月までの会談においては、法律論を迂回し、双方より財産、請求権の項目について資料を提示し合い、本問題の実際の解決をはかることに合意され、韓国側よりいわゆる在日財産及び対日請求に関して具体的項目をあげ、三回にわたり照会越し、わか方も在韓日本財産の状況について照会を行つたか、実際には韓国側は平和条約第四條に関する米國務省書簡を示してわか方の対韓請求権を無視する態度に出たため、具体的進捗はみられなかつた。

なお同年十月の第三次日韓会談財産請求権問題分科委員会におけるわか方久保田代表の発言がきつかけとなり、会談の決裂となつた次第は別紙「久保田発言について」のとおりである。

26  
250000

237  
44  
44  
321

韓國はまた対日要求の総額について明示してはいたが、昭和  
 三十八年四月と七月の会談の際、エイド・メモリアルの形式  
 をもつて、三回にわたリ、やや具体的に（一部には附数を入  
 れ）別表のととき（小計五三億円（終戦時価格）ゆ）要求項  
 目を提示してきた。これに数字が記載されてはいたが公社債（韓  
 國債では一〇五億円としている）及び朝鮮銀行等閉鎖機關及  
 び在外会社の在日財産（大蔵省の概算では約八〇億円）を加  
 算するとその総額は二三七億円となる。

但し右計数には、戦後戦傷韓国人軍人軍属（徴用者に対す  
 る甲斐金等（別表中の四、五、六の項目）と地金（約二五〇  
 題と称せられている）が除かれているほか正式提示を留保す  
 る項目（恩給等雑多な項目）としてあげられている総額約一  
 四〇億円も含んでいない。

韓国側提示項目及び金額（推定も含む）  
 昭和二八年四月―七月会谈（単位円）

項目	提示額 (円)
一 郵政省及び予金部関係	10,000,000
A (1) 郵便為替貯金韓国側受け取り勘定	1,000,000
(2) 貸借決裁基準の日後における韓国側受け取り勘定	1,000,000
B 簡易生命保険関係受取金	1,000,000
二 有価証券	10,000,000
韓国側（法人も含む）所有の日本有価証券（公債、社債、株式、その他の証券）の償還	（但し韓国側出版物による）
三 日銀関係	1,000,000
1、韓国内において交換回収して焼却せる日本銀行券及び日本政府紙幣代り金の清算	（但し日銀数字による）



<p>2、戦争終結直後朝鮮銀行の立替金</p> <p>(1) 日本政府一般会計歳出国庫金</p> <p>(2) 対日本銀行貸越金</p>	<p>九〇、六七、二八八、〇〇〇</p> <p>七、四、三八、五九〇、〇〇〇</p> <p>一、五、八八、八八八、〇〇〇</p>
<p>引揚韓国人予託金</p> <p>韓国人が日本及び日本占領地域より帰国の際における寄託通貨</p> <p>陸海軍関係</p>	
<p>太平洋戦争中の韓国人戦傷者戦没者(未確定概数七四、八〇〇名)に対する弔慰金</p> <p>注) 名簿提出可能(南鮮のみ)</p> <p>一般被徴用者関係</p> <p>一徴用労務者(申告者数一〇五、一五一名)に対する諸未払金、弔慰金</p>	
<p>(1) 死亡者 一、二、六〇三名</p> <p>(2) 負傷者 約 七〇〇〇名</p>	

<p>(注) 名簿提出可能(南鮮のみ)</p>	<p>七 保険準備金等</p>	<p>1、韓国人加入者に対する日本一九生命          保険会社の生命保険責任準備金          2、同未經過保険料概算          3、十三損害保険会社の未払保険金          4、同十三会社に対する朝鮮火災海上保          險会社の再保険回収金</p>	<p>八 非居住者予金</p>	<p>(イ) 日本内銀行に対する個人予金          (ロ) 日本内銀行の発行せる送金為替にして          受け取られざる分</p>	<p>九 在韓日本支店銀行予金</p>	<p>日本側在韓支店銀行の予金並びに為替組          戻し、その他補費代払金</p>	<p>十 閉鎖機関及び在外会社存目財産</p>
<p>1,234,567,890</p>	<p>1,234,567,890          2,345,678,901          3,456,789,012          4,567,890,123</p>	<p>5,678,901,234          6,789,012,345          7,890,123,456</p>	<p>8,901,234,567          9,012,345,678</p>	<p>10,112,223,334,445,556,667,778,889,990</p>	<p>11,122,233,344,455,566,677,788,899,900</p>		

十一その他の在日財産

(1) 旧朝鮮總督府東京出張所資産一朝鮮總督府鉄道局員共産組合財産一の管理状況照会

(2) 朝鮮奨学会維持財団在日財産の現況

(3) 朝鮮漁業組合連合会中央会在日資産の返還

(4) 旧李王家財産韓国国有化に関する件通知

十二 通社、公団その他の対日債権

一三六四七六一三九

380  
~~140~~  
 200億  
 $\frac{200}{44000}$ 倍  
 150倍

(何)これに対しわが方が韓国に対する請求額として大蔵省が試算しているところは次のとおりである。

一 在韓(企業及び個人)

財産推定額(注)

一 予金部関係	九四六一七五〇〇〇円
二 郵政省関係	三七四二三六〇〇〇円
三 事業公債未償還額	二五〇〇〇〇〇〇円
四 鮮銀券	二一七五〇〇〇〇円
計	一五八〇六四〇〇〇円

(注)わが方調査による全鮮日本総財産は七一〇億円と推定されるが、南鮮、北鮮の所在財産の割合を四対六と推定し、在南鮮(四〇%)総財産を算出し、更に朝鮮動乱による損失を六五%と見込み算出したものである。

外務省

以上を以て、平和条約第四條(其條は元來韓國側が米國政府に働きかけた結果導入されたといふ経緯を有するが、その第四條に關する米國政府の見解は、昭和二十七年四月二十九日付在米韓國大使あて書簡(同一趣旨は日本側にも伝えられた)及びアリソソ大使が昭和三十一年一月十八日谷大使に手交したメモに示されてゐる。

右は兩者とも在韓日本財産に対する日本側請求権を否認してゐる点では同様であるが、後者程においては、前者がただ「日本財産権が喪失した」とは特別取極の際考慮されるべきである」としていた趣旨を敷衍して、韓國の対日請求に關し、平和条約の起草者はかかる請求権が既に日本資産の帰属によつてある程度満足されたことは明らかであつたが、平和条約中に規定するに充分な事實あるに充分な法律論的分析を欠いていたため問題を目撃間の特別取極に委ねたのであり、日韓特別取極の際

は、韓国の対日請求が日本財産の取得によつてその程度に消滅  
し、また韓国の請求は満足をされざるを考へらるべきかの範囲の決定問題も  
包含されるべきであるとして、韓国側の見解を説明してゐる。

本問題について従来の会談におけるが如く法律的論議を繰返す限り、それは直ちに久保田発言の再発となり、円満な解決を期待しがたい。かつわが方法理論は、老犬と予想された韓国側の賠償的要求を封ずるための防衛的なるもので元来立論にも無理があるのを免れないので、米國務省の見解をまつまでもなく、いずれば撤回する要があると考えられ、すでに客年春の非公式会談において谷大使より、韓国側の態度いかんでは請求権を放棄してもよい旨示唆するところがあつた。

さらに前記米側見解に関連し、重光大臣は本年二月十五日、アリソン大使に手交せる書き物において、対韓請求権問題を韓国側の在日財産に対する請求権問題と関連せしめて日韓交渉の過程において実際的方法により解決する用意があり、また平和条約第四条に関する<sup>本</sup>一九五六年一月十八日付米側見解が公正な解決のための基礎たり得ると考える旨述べるところがあつた。

結局最も現実的な解決方法としては請求権を相互に放棄するにしくはないが、対韓請求権の放棄は直ちに国内補償問題を誘発するところであり、従来は大蔵省からの異論もあつて正式には請求権の放棄を提案する段階にはいたらなかつた。従つて対韓請求権撤回の時期としては、在外財産問題全般についてある程度の解決方針が決定した時期と考えられる。

さらに昭和二十八年十月の日韓会談の際、わが方久保田代表から非公式見解として未払給与のようなものについて支払う用意ある旨を示して請求権の相互放棄を提案したが、韓国側は容認しなかつたので、会談を妥結に導くためには、請求権の相互放棄を原則とするが、韓国側に支払うべき特定の項目及び金額につき先ず国内的に事前に充分かためおく必要があると認められる。

容年春の非公式会談の際谷大使より日本側よりある種のもの



を韓国に返還する用意ある旨示したが、臨時大藏省との事務折衝に当り、外務省側より本問題解決のため試案として次の(一)及び(二)を提議したことがあつた。

(一) 日本側が支払すべき用意ある特定のものとして韓国側に提案する項目

(1) 引揚韓国人の税関預り金

(2) 軍人、軍属及び政府関係雇用労働者に対する未払給与

(3) 戦傷病戦没軍人、軍属に対する弔慰金、年金

(4) 一般雇用労働者のうち負傷者、死者に対する弔慰金

(5) 未払恩給

(6) 閉鎖機關及び在外会社の整理財産のうち、韓国人名義で供託され又将来供託されるもの

(二) 左記項目について韓国側より要求ある場合には、韓国に残置せる財産と相殺すべきものなる趣旨をもつて対処する。

(1) 郵便貯金、振替貯金、簡易生命保険及び年金

(2) 在韓日本支店銀行預金

(3) 私營保險責任準備金

(4) 在韓日本商社、公団その他対日債権

と外務省に提出し大蔵省に提出し、  
韓国朝鮮人労働者に対する未払賃金をあげてきた。

しかしながら右項目を合計するも金額的には四億円に達せず

到底韓国側を満足せしめるとは思えない。従つて韓国側との会

談を妥結せしめるためにはさらなる程度の特許しを覚悟せね

ばならぬと考えられる。

極秘

解除指定秘密

外交部・情報公開室

(一) 漁業問題

昭和二十七年一月二十八日第一次日韓會議開始時、日韓兩國政府、  
本協定「漁業協定」第一條の適用に於て、金剛山  
を以て自己固有の領土として、  
金剛山島嶼等、  
漁業可能地として、  
兩國政府共同の漁業協定を有する漁業資源を最大に持続的に生産  
能く確保する目的、  
平等の立場に於て必要なる共同措置を  
とるべき。

科学的調査に基き立証される本協定に於て、  
及本協定に於て漁業を禁止するべき。

漁業資源の保存及び増進に於て科学的調査及び研究を促進すべし。

給、日韓漁業共同委員会は續行するに必要提議した。

本邦に對し韓國領海

海峽及び各海峽に對し漁業權擴張を主張し、領海に擴張するが爲

に公海上に遊樂區の排他的漁區を限定し

同等の海峽を越えたる公海に對してのみ、日本領海に如き措置を

採るに在り

本邦に對し韓國領海に對し

漁業權擴張を主張し、領海に擴張するが爲に、本邦に對し

漁業權擴張を主張し、領海に擴張するが爲に、本邦に對し

漁業權擴張を主張し、領海に擴張するが爲に、本邦に對し

漁業權擴張を主張し、領海に擴張するが爲に、本邦に對し

漁業權擴張を主張し、領海に擴張するが爲に、本邦に對し

以假海後經 阻止而之必發則舉 諸國之主各

何異本國業經與國均對等之國並又採用種種辦法以保其無益在蘇

等防止之方亦必長在 蘇業經被俄國之主各之主

蘇業經之主各之主 蘇業經被俄國之主各之主

蘇業經之主各之主 蘇業經被俄國之主各之主

蘇業經之主各之主 蘇業經被俄國之主各之主

蘇業經之主各之主 蘇業經被俄國之主各之主

蘇業經之主各之主 蘇業經被俄國之主各之主

蘇業經之主各之主 蘇業經被俄國之主各之主

蘇業經之主各之主 蘇業經被俄國之主各之主

公海における漁業資源に於ける漁業資源の持続的生産性を確保するため必要を保存及び開発の措置を両国が共同して行う。  
それぞれが政府が任命する同数の委員をもつて構成される日韓漁業共同委員会を設立する。

委員会は両国漁民がともに利用する漁業資源の保存について、必要を措置を両国政府に勧告する。

委員会が勧告した保存措置又は開発措置を両国が受諾した場合、両国は夫々その措置を実行せねばならない。

なお、前記協定内容の外に左の諸点を考慮するものとする。

協定区域では、トロール漁業、機船底曳漁業は特定電致を越えるものは禁止する。

同じく機網及び一本釣罾漁業は特定電致を越えるものは禁止

される。

禁止区域は沿岸から五海里を越えない。

何サバ釣に利用される集魚燈は制限される。

何西国は、前記措置について、自国漁船に対し立法措置をとる。

しかし、米國側のみつ施にも拘らず、韓国側は対案を示さな

いままの強硬隊反対をしたので、これ又奏効するに至らなかつた。

昭和三十一年二月十五日、重光大臣は、米國側より示された「隻数制限」の條件案に対し、韓国側もこの制限に従うべきことを条件として承諾すべき意向を、アリソン駐日米大使に対し示したが、その上の進展を見ず今日に至っている。

白頭鯨近海の漁業は大別して鱈、鯨等の浮魚漁業及びかれい、ぐら、鱈等の底魚漁業（底曳網及びトロール）の二種であり、いずれも季ライン内を漁業としている。又漁期はそれぞれ六月十一日及び十月十一日翌年五月を最盛期とする。

又漁業従事者は次のとおり。

① サハのはね釣漁業

出漁船 二七〇隻 乗組員 九、六〇〇人

② まき網漁業

出漁船 四五〇隻 乗組員 一〇、〇〇〇人

③ 底曳漁業

出漁船 一、〇三〇隻 乗組員 一二、三〇〇人

このほかかじきまぐろ、捕鯨、さめ漁業が行われている。



日韓國條の李ライン設定以来一九五六年四月末日までの、た捕漁船は一二三隻、同乗組員一、六八一人に上り、そのうち一四隻、九七七人は帰還したが、いまなお漁船一〇八隻、同乗組員七〇二人（外に死亡二人）が未帰還となつてゐる。

なお、本件漁業問題は、日韓國條のいわゆる「久保田発言」  
「在韓請求権問題」とは質的に相違があると思われ、日韓國條は李ライン設定当初は、その目的として漁業資源の保護をうたい、ついで日韓國漁業そのものの保護となり、最近はその保護と称して、密漁取締りのための日韓間の平和線であると稱してゐるとともに、主旨の一貫性を欠いてゐる次第でもあるので、日韓双方の話し合いによつて妥協の余地はあると考えられる。

# 秘密指定解除

外交記録・情報公開室

極秘

(12)

## 在日朝鮮人の国籍処遇問題

→ 本件は、平和条約の発効に伴い終戦前から引続き日本に在住していた朝鮮人の国籍をらびにその処遇をいかに扱うかの問題であり、昭和二十六年秋の予備会談以来討議されてきた。

わが方は、将来の韓国（人に対する新たな処遇の問題はすべて日韓通商航海条約締結の際、相互主義のもとに考慮することとし、当面はこれまで日本人であつたこれら在日朝鮮人が桑港平和条約の発効によつて日本国籍を喪失すべきことに伴い、不当にその利益を侵害されないよう切替措置を講ずることだけを建前としてこの交渉を進めた結果、基本的な点につき次の通り大体の合意を見るところにまで行つていた。

(1) 韓国は終戦前から引続き日本に居住する朝鮮人（以下在日韓人

去職する一が韓国民であることとを確証する。

(四)日本は在日韓人に対して原則として永住許可を認めざる。

(五)日本は本件協定発効後の一定期間、出入国関係法令に基き、在日

韓人を退去強制するに於て韓国の国籍調査を要するを禁止す。

(六)日本は在日韓人がその所有して居る財産権を以てして従事して

居る職業については、それが一般外国人に禁止されたものである

ても、特に本人一代限りこれを認めざる。

(七)日本は自由意思で帰国する在日韓人に対しその持帰金および財産

搬出について一定期間特別取扱を認めざる。

しかしながら、議定の重要な点で双方の見解は対立したままであつた。その第一條は、前記の退去強制に當つて韓国側と協議する期間を何年とするかについてであり、日本側としては入管令を自主的に適用せん願する、韓国側にはおほむろく拒否権を認めるがとまき特例はできるだ條は期間としたいとの見地から、三年以上は認められないと主張したが、韓国側は在日韓人の退去強制をできるだけ抑止しようと願ふから、これを五年以下では原じられないとしていた。また、この場合一概に協議といつても、韓国側が当然引取るべき懸賞有無については国務院が行からずとも、實際には單なる連絡通報をもつて足りるはずであり、韓国側と其の意味で協議して退去強制する範圍はできるだけしぼられるべきであつたので、入管令第二十四條に列挙されている退去強制の各事由別に、協議

の懸案（すなわち、単なる通商通関とするか、韓国側に通商権を認め、た其の意味の通関とすることを定めるための商合いが別送行われていた。この点については、韓国側は前記のとおり立場から単なる通商通関を認める範囲を狭め、韓国側が同意しない限りは通関通関されるものなによりにしようとする態度を示していた。その他自由貿易協定に対し特別取扱いを認める期間を何年とするかの問題も意見交換せず、また、その特別取扱の具体的な内容を定めるため別途に商合いが行われていたが、これまた未了のまま商合は全体として中絶となつた。

本會議中總直後の會期二十七年五月、韓國側は従来の履行を突然擯し、爾來在日本人の國籍未確定を理由として當然取得すべき在日本人刑事犯罪者酌送の受入れを拒否するの不行爲に出たのでこれに対し、諸藩省より退去強制に當つて韓國側と協議を行ふこととはわが國の自主権を害するものなりとの有力意見が提出されるに至つた。

よつて、昭和三十一年四月以降の會議において、わが方は従来の意見に拘束されないのである。

（在日韓人のうち非悪質者と見做されるべき、貧困者、精神病患者、）  
ら。悪者については、それだけの理由で退去強制することはないが、入管令上その他の他の退去強制事由に該当する者は、わが國が退去強制を自主的に行い、韓國側との事前協議を要しないこと。

(4) 在日韓人が歸國籍を有することについては、すでに両国間に條  
約上の合意が齎されるにつき、既に大村に収容中の送還者はすべ  
やくかに引取るべきこと。

等を主張した。これに対し韓國側は、在日韓人の國籍の点につい  
ては、一協定條より國籍法上確定されるものと考へておき、それ  
までの間は対日關係において未確定であり、一その韓國籍を積極  
的に否定する旨の條では在り、且韓國の國籍に於いては協定が成  
立を以て限り、條約には韓國籍が確定されなれし旨を述べた。また  
送還については、日本に永住を希望する者に対しては原則として  
送還強制は除外されるべきであり、やむを得ず送還強制する場合  
は協定の上限國籍の同意を得てしかる後に行ふべきであるとの當  
初からの見解を固執して譲らなかつたので、合議の具體的進捗は見られなかつた。

又なお、韓国側は本件在日朝鮮人の国籍処遇の問題に関連して、日韓間の犯罪人引渡協定締結方を敘次にわたつて示唆するところがあつたが、これには、在日韓人中の反政府分子のほかに、終戦後韓国の情勢に堪えられずしてわが國に密航し來り、特別在留許可を与えられおる知名人をこれにより積極的に引取つて行こうとする底意のあることを察せられた。

又韓国側はその後、在日韓人刑事犯罪者については、日韓会談でその国籍処遇の問題が妥結するまでは一方的送還に應じられないとの態度をあくまでまげず、さらに、日本側がこれを大村に継続収容していることは不法であるとなしてその全面的釈放を要求するとともに、これが容れられざる限り、終戦後の密航者送還をも引取らないと主張するに至り、昭和二十九年七月以降、これを強行



したがため、韓国向け強制送還は全面的に停電<sup>頓</sup>し、大村の収容所は  
膨張の一途をたどった。

大正三十一年夏頃迄至り、韓国側は李ライン侵犯のかどで韓国に抑留されている日本人漁夫の問題と在大村韓人の問題を関連せしめ、漁夫と刑事犯罪者の相互釈放を示唆した。その後交渉が重ねられたが、韓国側はあくまで在大村刑事犯罪者の即時無条件全面釈放を要求し、結局泰平三月末から四月初旬にかけての重光大臣と金公使との会談により、これが基礎的条件として三項目がとりきめられた。しかしながら、釈放の方法に関する事務的協議において、韓国側は在日韓人の地位に関するかねてからの原則論をむしかえし、彼らはその海日の経緯にかんがみ特別の取扱をされるべきもので、正式日韓会談においてその国籍、処遇が決定するまでは日本側はこれを一方的に退去強制できないと論じ、協議は直ちに暗礁に乗上げてしまった。

韓在日朝鮮人及外國人難民救済法より登録されたもの総数は五七万七千六百八十二(昭和三十一年十二月末現在)その中二三%が南鮮人、五一%が北鮮人、残る二七%が無国籍者としておられておる。なお未登録の在日朝鮮人が約二百万程である。このうち北鮮系在日朝鮮人は本件問題が日韓間においてのみならず、越境者としてついていて、日韓会談の当初より強く反対の態度を示し、これを拒否した。殊に韓政府は要求されることを拒絶し、過去強硬な立場の問題については、北鮮の意向に従つて北鮮に無届出者による執拗な要求を繰返し、北鮮政府もまた毎年十二月の南鮮と相互の聲明を以つて右を強調し、彼等を北鮮の公民であるとして規定してその権利保障を要求するところから、これを在日朝鮮人の階級の問題を解決するたゆ、別個に代表者が日韓に派遣する用意ある旨聲明して居る。





秋田県に於ける上流階級を代表する会社所屬の五船員を以て  
御覽を致し、其日本海船の運賃を要求する

(5) おが方として、機軸は、海運條約の法的根拠と成つて、イ、英、  
オ、日、ノ、イ、オ、イ、及び米露協定が、英露協定に抗するに足らぬと  
認ずるとの尾懸から、年次協定の締結の困難に對して技術的困難  
が、これに足るものあり、海運條約の形式的主張に對せず、かつ、認可  
合議が解消し、イ、日、ノ、イ、イ、イの効力がたゞたつて、自ら自由な立  
場を解決せしむるの爲有利であるとの見込みで交渉に當つた。本  
稿として、右の協定の技術的困難に對する討論、協定の調査結果の  
調査が行われ、英、日、ノ、イ、イ、イの主張に如何なるの相違がある、國會  
の討論が如何なるに至つたか、よつて、おが方として、二  
十七年三月からの第一國會<sup>談判</sup>に對し、海運條約打倒を以ちせんが  
ため、大局的に立つた解決策を決定することとし、海運條  
約を以て、海運經濟の再編成はその海運業の發展に資する

上の目的を以て、船殼の修理の修理及び、スクリュー、ボ  
イラー等は修理、轉運の船殼とは異様なく、一五隻の船殼と九  
隻の造艇、計船一、九〇〇トンの船殼を供給すべし旨提議した  
が、聯盟國は是の提議が船殼返還額を七五四、〇〇〇トンの十  
五分の一に超過するとして、おが方の申出でに應じないままに終つ  
た。

昭和二十八年四月二日會議において聯盟國は、船殼回運の議事  
をもつては返還船殼の数量とその引渡方法にのみ集中せんとし  
たが、当時聯盟では日韓貿易に於いて日本船殼の使用を制限す  
る政策をとつてゐるとされては居て、おが方は、日本の提供  
する船殼が西國海運業界復興の原因となり、また、韓國の海運  
政策が日本に對して幾層の上乗を及ぼす虞前に充分了解せよと





昭和二十八年秋の会談決裂後本件については別慶の進展が見られず、三十年初頭の谷、金会談の開始に際しても、わが方は従来話合いのラインにより、かつ性質上財賄請求権問題の一環としてこれを解決することとし、一月二十九日の第一回谷、金会談において谷美世より、賠償案の解決方針を明らかにした中で、船積問題については従来の話で大体妥結に達したように聞いてゐるが如何と判だしたところ、金公使は、日本側はSOPのリストが大変善ましいといつてゐるが、この問題も具体的に話しは困難はないと返す旨答えていた。

解除指定秘密

外交部・情報公開室

極秘

第一 美保國海軍艦隊

韓國海軍聯合艦隊 其大規模艦隊作爲一國之主權及保國海軍之發展  
重要求上下各等 均如學及公認海軍發展之組織及上層及本方如  
其組織對等及發展 應以和平及善後等事

海軍聯合艦隊 其大規模艦隊作爲一國之主權及保國海軍之發展

其大規模艦隊 其大規模艦隊作爲一國之主權及保國海軍之發展

其大規模艦隊 其大規模艦隊作爲一國之主權及保國海軍之發展

其大規模艦隊 其大規模艦隊作爲一國之主權及保國海軍之發展

其大規模艦隊 其大規模艦隊作爲一國之主權及保國海軍之發展

其大規模艦隊 其大規模艦隊作爲一國之主權及保國海軍之發展

其大規模艦隊 其大規模艦隊作爲一國之主權及保國海軍之發展

其大規模艦隊 其大規模艦隊作爲一國之主權及保國海軍之發展

並請各界大加注意。茲將本報與各界聯絡之經過情形，分述如下。本報與各界聯絡之經過，始於二十六年。當時本報因經費困難，向各界請求補助。各界人士見本報宗旨純正，且能與時並進，遂紛紛解囊相助。本報得此資助，不僅解了燃眉之急，更使本報得以擴大宣傳，服務社會。茲將各界人士之姓名及捐助金額，列表如下，以誌謝忱。

姓名	金額
張三	五十元
李四	三十元
王五	二十元
趙六	十元
孫七	五元
周八	三元
吳九	二元
鄭十	一元

本會為維持法律之尊嚴，特將上述各員本會聘請為法律顧問，其法律顧問之地位，本會應予尊重，且本會應與該顧問保持密切之聯繫，並應隨時向其諮詢法律意見，以資參考。此致各該顧問。

中華民國三十三年五月廿九日 本會法律顧問聘書  
本會為維持法律之尊嚴，特將上述各員本會聘請為法律顧問，其法律顧問之地位，本會應予尊重，且本會應與該顧問保持密切之聯繫，並應隨時向其諮詢法律意見，以資參考。此致各該顧問。

本會為維持法律之尊嚴，特將上述各員本會聘請為法律顧問，其法律顧問之地位，本會應予尊重，且本會應與該顧問保持密切之聯繫，並應隨時向其諮詢法律意見，以資參考。此致各該顧問。

本會為維持法律之尊嚴，特將上述各員本會聘請為法律顧問，其法律顧問之地位，本會應予尊重，且本會應與該顧問保持密切之聯繫，並應隨時向其諮詢法律意見，以資參考。此致各該顧問。

本會為維持法律之尊嚴，特將上述各員本會聘請為法律顧問，其法律顧問之地位，本會應予尊重，且本會應與該顧問保持密切之聯繫，並應隨時向其諮詢法律意見，以資參考。此致各該顧問。

中華民國國際法及外交學

第一章 國際法之概論

第一節 國際法之定義

第二節 國際法之範圍

第三節 國際法之效力

「右條久保田發言とされているものは、十五日の委員会において長陣間にわたる韓國側代表との間に交された久保田代表の發言を前後を考慮して、一部のみとりあげ、かつ、二方向的に歪曲したものである。すなわち、久保田代表の当日の發言を順を追つて要約し、韓國側の發言と対比して示せば次のとおりである。

(1)前記のよう、韓國側が三十六年間の總督統治に対する賠償要求を云々し、また、これに対し久保田代表は、「韓國側がそういう政治的な要求をなされたことは賢明であつたと思ふ。仮にそのような提案がされたとしたならば、日本側としては、朝鮮において鞍山を線にしたこと、鐵道を敷いたこと、港灣を建設したこと、米田を造成したこと等の朝鮮經濟を培養した事實を反対提案として提出し、韓國側の要求と相殺したであ

あり」と存見なのである。すなわち、日本側の懸念はたくなかつた点については知らずも韓国側がマイナスの懸念かりを述べ立てたので、「日本側としてはやむを得ずプラスのことを述べたものである」と。これが韓国側のいう第(4)項の真相である。

(2) について韓国側は経営政治の問題について腹筋を深入りさせ、それは朝鮮人利益のためのものでなく警察政治であり、朝鮮における日本人の富の蓄積はことごとく権力関係によつてなされたものあり、そつてあればこそカイロ宣言において連合国が朝鮮人を奴隷状態にあるといつてゐる理はないかと断めよつて置く。ここでカイロ宣言が問題にされたわけであるが、韓国側のいう第(4)項であるが、久保田代表の正確なる回答は「カイロ宣言は連合国が当時戦争中の異常状態において書いたものであるから今となつては連合国はあつたこととは言わなかつたであらう」と一言述べたまでであつた。



(4) 以上で議論は在韓財産処分の問題に移り、美保田代表が  
国庫先例をあげて、強迫平和条約第四條(4)項に関する日本側の  
法律論は無理であるのではないと説明したところ、韓國側代表  
は、私有財産処分ならず、より重要な領土の問題にして、  
平和条約成立前に日本の同意を得ずして朝鮮を独立させたよ  
うなことは、先例がなく六〇万の日本人が丸裸で強制退去さ  
せられたことも大きな問題であるのに、日本はさういふ重大  
な問題を国庫先例と考へないで、私有財産のより小さな  
な問題のみに着いて国際法違反を云々するのは、勝算してま  
た。そこで、美保田代表は、一日本の在韓私有財産が没収さ  
れていないと持ち、解釈をよれば、米軍政府の上つた措置は国  
際法に合致して居るけれども、仮に、韓國側のいふように、

日本國私有財産は没収されてゐるといふ解釈をすれば、米國が國際法に違反したことになる。日本側としては、そのいふ解釈は「たゞしい」と述べた。これが韓國領のいふ條の項に首肯を付けて置るが、右によつて明らかなように、日本側としては、在韓帝政政府の日本財産処分及びこれに關する米國國務省の見解が國際法違反となるよきな解釈はとるべきでないことを指摘した方が確に真相なのである。

（4）同時に、韓國領は第二次世界大戦の戦後処理に對しては國際法が變つてゐるばかり、奴隸状態から解放するといふ新しい理念が生じ、その大原則の前に私有財産の尊重といふよきな旧來的な原則は解環されてゐるといふ考へ方が領土問題を考へるに對し、前駐韓國領代表の発言中にもあるが、「朝鮮の

獨立無して、國際條約を締結せず、日本の同意なく、他者の以前に締結していた條約、日本はこれを國際法違反といふのか、と問ふた。これに對する答は、韓國條約は舊條約であるが、久保田代表は、三韓條約の獨立は日本との關係に於ては、平和條約の効力に發生したときであるから、その前に獨立したといふことは、たとへば連合國がこれを認めないとしても、日本から見れば、國際條約の措置であるといふべきであらうと述べた。

(4) さらに、前記韓國條約代表の發言にもあるが、韓國條約は、終戦のとき日本人が一切すべて、標で強制的に朝鮮から追逐されたことに基づき、これを新しい國際法の原則から創出された措置であるといふ立場をとり、日本側としては、これまた國際法

諸侯のみなと相見のたすげありてきた。これが神皇御代の御事  
第(四)冊に当る旨はてあるが、久保田代表の回答は、一それ故  
古御事の際に御事あることす、別問題であり、國體法違反で  
あると、たしなむまじいといふにまつた。

三、  
その第一、わが方韓領田領に對し、發言の前後を考慮することなく、  
その一部の改善を上げるとは誤解を招くべき點があるから、  
かかる非建設的論議をいふかえすことなく、實質的な問題を  
討論して合議進行をはかるより勸告したるが、韓領田は納得せ  
ず、右久保田雜田なるものの全部を撤回し、その他を認めると  
を要求した。是に對してわが方は、田賦合議を以て論争が  
生ずるのは當然のことであるにもかかわらず、一部の諍争を曲  
解して一國代表の見解の撤回を要求するが如き特殊例がない旨  
応酬し、先方再要求を拒否した。韓領田はこれに對し、わが方  
が發言撤回に應じない限り爾後の出席は不可能であるとなし、  
退席したため、合議は遂に決裂した。

四、  
併その後わが方から米田領に合議再開のあつせんを依頼した際、

久保田隆吉に對する韓國側の強硬態度が、  
會談再開に導かつての日本側交渉の中に韓國側の感情を柔化  
する趣旨を盛込むことを一取目とし、昭和二十九年二月初め頃、  
久保田隆吉韓國代表の個人的見解の照会を表明であり、日本  
政府の公式見解を表明したものではなはといふこととこれを  
結末する「イ」に日米間の了解がつかれたのであるが、韓國側  
ではなおこれを受入れがたいとした趣で、米國側のみつせん  
は結案しなされた。

何次いでワシントンにおける井口大使と梁韓國大使との非公式  
な話合ひの結果に過ぎ、日本側が會談再開の事前に発表すべ  
き声明の草案が日米間で検討された際、久保田隆吉に對して  
は前記の如きと大體同様を形で処理することとされてい

交渉、請求權回復の解決策につき韓国側の同意を得られず、  
議の話し立調人となつた。

さらに、昭和二十九年五月十二日、岡崎外務大臣は外人記  
者会見の席上、いわゆる久保田翁曾が会議再開の障礙となつ  
てゐるので見れば、これを撤回する用意がある旨の積極的意  
向を表明するところがあつたが、韓国側ではこれを日本側の  
一方的な言明に過ぎないとして受入れなかつた。

さらに答復無期限の谷大使と金公使の非公式会談の際、谷大  
使は、久保田翁曾を無きものと考へるとともに異存がない旨述  
べ、金公使が日本側において声明の形でその立場を明らかに  
されたいと要請したので対し、それで意支えない旨答へた。

五、旧蔵書家谷大健士博士の大使との間に日韓間の懸案事項の

全面的解決を目的とする非公式会議を重ねた結果、重光大臣は

二月十五日アムステルダムに大使に日韓関係調整に努むる日本政府の思

解を述べ物に上り手交した。その中で久保田猪吉はついでに

「日韓政府は一九五三年十月に行われたい最近の非公式会議が、

両国代表間に真正な誤解のたりに接折するに至つたことを遺憾

とする。右に關照し、韓国代表團が兵隊を捕虜にしたとあるのは日本

主權侵害の英首は、その個人の見解を韓国代表團の代表として述べ

た。何れ日本政府の公式見解を表明した事柄ではなかつた」と

を指摘した。以上述べられてゐた。

六、三月二十八日重光大臣と金公使との第一回会談の際、金公使が

予備会談を照く先づに「久保田猪吉の取調をして見たが、





故、本政府の主張を表明したものでなければならぬと見做され、  
承認した。

本政府の主張は、予備交渉に入ることになり、その結果として  
四月十日の第三回会議以降、重光大臣は金公  
使に対し、軍事準備の緩和を主張し、本政府の主張を明確に  
説明した。金公使も前記懸案解決の予備交渉期間中に、  
本政府の主張を認め、本政府の主張に賛同した。

# 極秘

## 秘密指定解除

外交記録・情報公開室

### 附 竹島問題

(1) 本問題に於いて日露戦争後の議定書と法別領土、従来から注され、代表部との間で交渉が行われてきた。

韓国領は終戦以前日本領土として竹島が韓国領土たる旨主張してはなされたが、竹島の領有をめぐりる日韓両国紛争は、韓国が昭和二十七年一月、東京条約の成立を宣言した際、竹島を韓国領土として内閣會議で決定したことを指し、従来から竹島が韓国領土たる旨主張して、同島領土の不法行為の都度抗議する一方、竹島が歴史的に韓国領土たる旨、日本領土である旨を以て、抗議にわたる事入れた。

(2) これに対し韓国領は竹島が韓国領土たる旨を主張し、従来から竹島が抗議してきていたところ、昭和二十九年七月に及び、その態度を

積極化して同島に警備員を常駐せしめ、灯台、無線柱、家屋などの施設を構築し、國威を實力で占拠するの舉に出た。

(2) よつてわが方は、右不法行為に対して嚴重抗議する一方、同年九月二十五日付を以て、本紛争を國際司法裁判所に付託して平和的かつ最終的の解決をはかることを提議したが、韓国領は十月二十八日これを拒否し、その後灯台をコンクリート製に改築し、家屋、無線柱を増築するなど現在もなお同島占拠の態度をあたらためていらい。

(4) 日韓兩國の國民感情もあり、本問題について現在何らかの妥協を行ふことは双方とも極めて困難な事情にある。従つて、暫くの間先方の不法行為に耐する抗議を重ねるとはよりわが方領土権の保全、警備をはかる従来の行き方を繼續し、事態の推移を見るの

ほかはをいと考えられる。

同審年初めの答、金会談にかいては、竹島問題のため他の懸案解決に照を及ぼさないようにすることとし、金体の空気を改善を利用して双方面目を保ち得るよう妥協するとの見地から、その会談とは別とすることには合意され、とりあげられなかつた。

(9) なお、竹島は日本の領土で、往年はアソカ領とわす本末アソカ及び海草採取が行われたが、アソカの数が減少した現在経済的には余り大きな意義を有しないと思られる。

# 極秘

## 解除指定秘密

外交記録・情報公開室

### 附 韓國代表部の地位

(1) 終戦後在韓米軍司令部は連合国最高司令官に対しリミキゾンのキヤ  
イザイを派遣し、その東京の事務所には特に朝鮮から送られた明  
録人も勤務して来たが、昭和二十三年八月に韓国が樹立した後、  
二十四年三月頃限り右事務所が基礎をなして、韓国駐留外交代  
表部が設置された。その地位も今までのとおり連合国最高司令官  
にアサインされたものであることには変わり無かつた。

(2) 二十七年四月二十八日兼善平和条約の発効に伴い韓国外交代表部  
はその地位を喪失することとなつたので、わが方職員職間に正規  
の外交領事関係が樹立されるまでの間暫定的に、政府機関として  
の地位を有する韓国代表部を承認し、同代表部とその構成員に対  
し、通例領事館及びその職員に認められていた同一の特権を与

又、相互主義に基き、韓国側にも同様の地位及び特権を有する駐韓  
日本特派部を承認ししめるととし、同日その旨の公文を交換し  
た。

(3) しかしながら、書に至るまでに、韓国側は、わが方が代表部の設  
置に關して示唆し、公文交換公文案が相互主義を基礎としていたこと  
を認め、従来どおし韓国側の駐日代表部のみを存続せよとの底  
意をもつて、従来<sup>トウゴウ</sup>の外交代表部の構成員をすべて兼時日本に派遣  
され<sup>タリ</sup>唯いた且韓委の<sup>トウゴウ</sup>ための代表部に<sup>トウゴウ</sup>定め、全体としてこれを代  
表部<sup>トウゴウ</sup>といふ名目應よつて一方的に存続させ、かつ、外交機關に与  
えられる地位及特権をこれに認めさせんとする対案を示した経  
緯がある。しかし、わが方としてはかかる一方的な主張には応じ  
られず、建前として相互主義を貫かざるを得なかつたが、右のこ

と支那國境の保護あり、又當時は朝鮮動乱中の義とて韓國政府も京師から釜山遷移されてきてあり、現地の家屋事情その他から實際困難として、朝方方の代表を設置することが困難な事情にあり、たこととを併おせ兼出した結果、当分の間韓國にお朝方代表部を設置し、朝方代表部を設け、一やがて適當な附条件があるまで日本國代表部を設置するといふこととはない、官の非公吏を國境に送る、朝方代表部を設置するといふこととはない、交換公文の文面に、以て互に附属の義とて相互主義を原則とする、と書き解せしめられたりある。



(4) その後朝鮮の休戦は成立して韓国に平和がもたらされ、政府も京城に復讐するに着手し、わが方代表部を設けするに適當な諸条件が揃い、先方と協議し、これを拒否する理由がなしくなつたと認められたので、多く自前で片務的な且韓国の關係を改めよための皮切りとして、自韓會議とは別個に昭和二十八年十月、京城及び釜山に同十一月末まで「代表部及び分館を設けする意向がある」とを韓國側に通報した事、これに対し、韓國側は、現在の日韓關係をめぐる諸情勢等に個人がみ、その設置のための適當な諸条件が未だ具備されるに至りていないと考へる旨を回答して来た。よつてわが方は、同年十二月重ねて韓國側に対し、駐韓日本代表部の設置には相互主義以外に何らの条件なく、これは駐日韓國代表部の設置によつて既に充たされておき、それ以外の事由はわが代表部設

體に對する反對理由を構成しないことを指洩し、その再考方を申  
入れたが、韓國領はこれに對し何れの回答を將せることなく今日  
に及んでゐる。

(四) 韓國代表團は現在大阪と福岡に出張所を有してあり、その構成員  
は官階以上に對し、昭和二十七年一月に一三名であつたものが、  
本年五月現在三二名に増加してあり、これは韓國国外務部在外定員  
の優に半數以上を占めるといわれている。在外公館の少い韓國政  
府は、在京代表團を以て諸外國の在京公館との折衝、連絡を進行  
おしめ、これ應じり大きな便宜を得てゐるものと思われその果し  
てゐる役割は韓國にとり大なるものがあつるようである。